

西大台地区利用適正化計画に向けた骨格的考え方（案）

1. 利用の適正化を図るための基本方針

大台ヶ原自然再生推進計画およびこれまでの調査検討を踏まえ、大台ヶ原のうち、西大台地区を対象とする利用適正化計画の背景、目標、基本方針は以下のように整理する。

(1) 背景

西日本で唯一太平洋型ブナが優占する冷温帯性広葉樹林がまとまって分布し、利用密度は低く原生的な雰囲気を経験できる地区であるが、利用圧が高まり、現状のままでは、自然景観や生物の多様性の維持に支障を生じ、原生的な雰囲気や優れた自然景観の享受ができなくなるおそれがある。

(2) 目標

相対的により良好な森林が存在し、質の高い自然とのふれあい体験が可能な西大台地区について、利用を調整することで自然環境への負荷の増大を防ぐとともに、より質の高い自然体験を享受する場として将来までその自然環境を継承することを目標とする。

(3) 利用のあり方に関する基本方針

- ・自然環境にダメージを与えずに持続的な利用を図るため、必要な一定のルールを認定基準として設定する。
- ・利用者がそれぞれに自然にふれあい、自らの体験のなかから自然との関わり方について学ぶことを基本姿勢とし、利用者が自然について考え、理解を深めるために必要な情報の提供を行う。
- ・利用人数は、西大台地区の豊かな自然環境を経験するにふさわしい静寂性が確保され、かつ、自然環境の保全に影響が生じない程度の利用密度に誘導する。
- ・利用制限の主たる対象は、駐車場を起点とした日帰り利用者客とし、山麓からの登山利用については、認定手続き等取扱いについて検討する必要がある。

(4) 自然環境の保護及び管理に関する基本方針

- ・「大台ヶ原自然再生推進計画」に基づき、適正に自然環境の保護及び管理を行う。

(5) 利用施設の整備及び管理に関する基本方針

- ・質の高い自然体験を提供するために、歩道やサイン等の整備のほか、管理運営のための施設整備等は必要最小限かつ影響の少ない位置、整備手法等を検討する。
- ・利用者の安全性に関しては、事前の情報提供や事前レクチャーの仕組みを設けることにより、利用の安全性向上と利用者の「自己責任」意識の普及啓発に努める。

2. 利用調整を行う区域

利用調整地区に指定しようとする場所の一般的要件は、以下のとおりである。

【利用調整地区に指定しようとする場所の一般的要件*1】

(*1：中央環境審議会自然環境部会自然公園のあり方小委員会第2回審議資料「自然公園法の改正について」（平成14年1月16日）より抜粋）

- ① 国立・国定公園の利用上核心的な自然景観を有し、原生的な雰囲気 が保たれている地区で、利用者圧が高まり、現状のままでは自然景観や生物の多様性の維持に支障を生じ、原生的な雰囲気や優れた自然景観の享受ができなくなるおそれがある地区
- ② 優れた自然景観の享受を推進する観点から、完全な利用禁止とすることが適当ではなく、立入人数等の調整によって、将来にわたって優れた自然景観や生物の多様性を維持し享受することが可能であり、地理的あるいは施設の条件から利用者の出入り等をコントロールすることが可能である地区
- ③ 原則として特別保護地区あるいは第1種特別地域に指定されている地区
- ④ 土地所有者の合意と協力が得られる地区

上記要件に基づき、西大台地区における利用調整地区の区域を検討すると、図1の区域が想定される。



図1 利用調整地区の区域イメージ

3. 利用調整の期間

(1) 対象期間

大台ヶ原の来訪者の大半は自動車によるアクセスであることから、ドライブウェイの開通している4月下旬から11月までが主な利用期間となっており、利用調整を実施する期間は当該期間とすることが望ましい。なお、対象期間は、今後、利用の現状、利用の質の向上、管理運営の効率や人員の確保の視点なども踏まえて最終的な合意を図る。

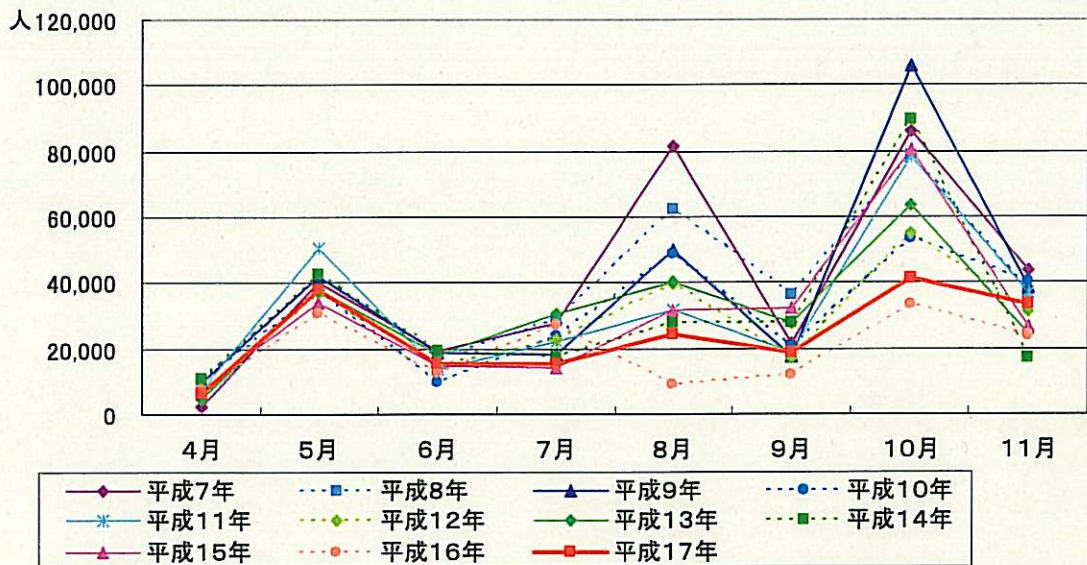


図2 大台ヶ原の月別入込み数（ビジターセンター調べ）

(2) 対象時間

西大台における利用時間の現況、管理運営上の視点を考慮し、利用調整を実施する時間は終日とすることが望ましい。なお対象時間は、上記期間と同様に、今後、自然環境の状況、利用者のニーズなども踏まえて最終的な合意を図る。

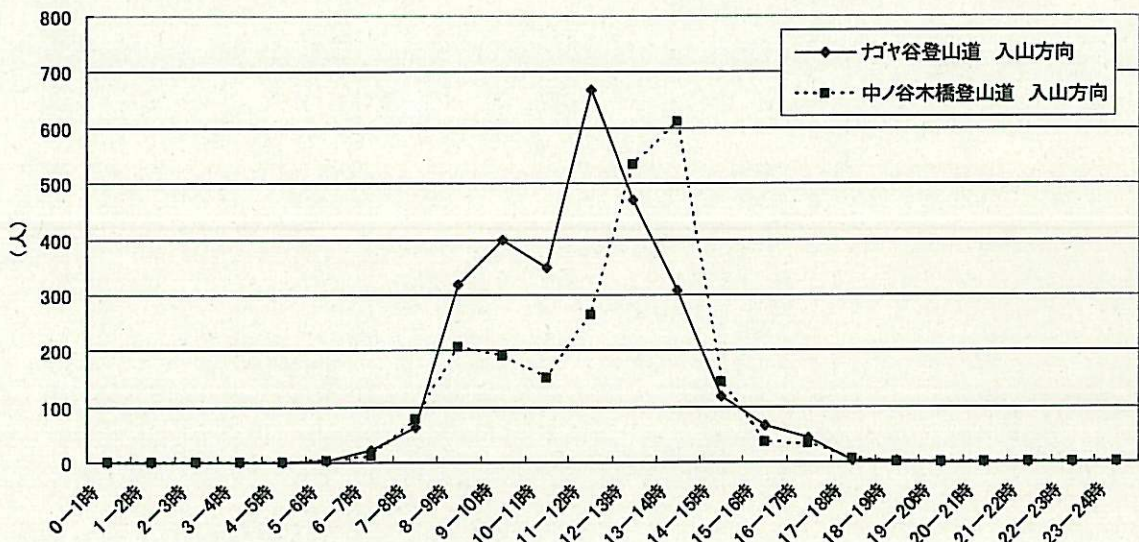


図3 西大台の入込者数の時間変動（平成16.11, H17.4~11 カウンター記録）

4. 立入認定基準

立入りの認定の基準については、自然公園法施行規則に示されているように、国立公園にあっては環境大臣が利用調整地区ごとに人数、期間、注意事項及びその他必要事項を定めることになっている。

利用者はこれらの基準等を守るとともに、自然公園法施行規則に掲げられている全ての利用調整地区に共通の禁止行為を守り、自己責任による立ち入るものであることが求められる。

(認定基準：資料1の別紙2参照)

(1) 人数

① 考え方

大台ヶ原の豊かな自然環境を体験するにふさわしい静寂性が確保され、かつ、自然環境の保全に影響が生じない程度の利用密度に誘導する。

② 利用人数の上限の設定

人数調整の方法には、一定区域（ルート）における一日、月間、年間等一定期間内の利用者数の上限、一定区域（ルート）における同時滞留者数の上限、利用形態ごとの利用者数の上限などがある。

大台ヶ原において、自然環境の保全・再生のために必要な制限人数を科学的に立証することは困難であることから、現状の利用動向やピーク時の入込人数を目安として上限を検討することが望ましい。また、自然とのふれあい体験の視点から、姿が見える範囲、声の聞こえる範囲における同時滞在人数が少ない方が望ましい。

従って、1日あたりの人数の上限を設定するとともに、同時に入山する人数の制限については、必要に応じて検討する。

上記①の考え方、②の利用人数の上限の設定に基づき、具体的な制限人数については、カウンター調査結果等を踏まえて最終的な合意を図る。

<参考>

○西大台の1日あたりの利用人数について

- ・ 100人を超える日：7日（5月、9月、10月の土日祝）

○同時に入山する団体の人数について

- ・ アンケートで意見の多かった望ましいとされる人数：10人
- ・ 複数のバスツアーの最小催行人数：18人

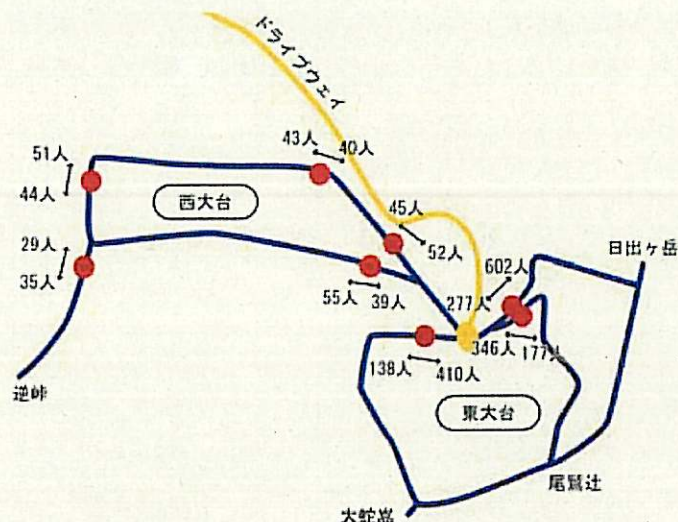


図4 ピーク時における地点別利用者数

(平成16.11, H17.4~11カウンター記録より東大台、西大台それぞれ上位20日の1日あたり平均)

○利用人数区分ごとの記録日数

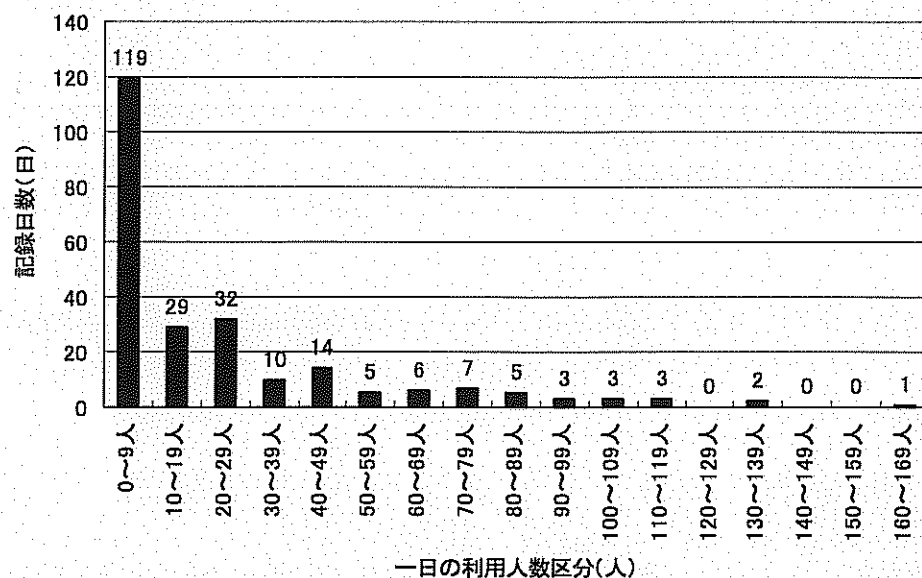


図5 西大台の1日あたり利用人数の分布（平成16.11, H17.4~11カウンター記録）

○一日あたり利用人数の上位20日

表1 西大台1日あたり利用人数の上位20日

順位	日付	曜日	人数	順位	日付	曜日	人数
1	2005/5/3	火・祝	169	11	2005/10/10	月・祝	90
2	2005/5/21	土	139		2005/7/17	日	90
3	2005/11/3	木・祝	131	13	2005/10/30	日	86
4	2005/10/15	土	114		2005/6/5	日	86
5	2005/10/9	日	110	15	2005/5/14	土	82
	2005/11/5	土	110		2005/8/6	土	82
7	2005/5/4	水・祝	106	17	2005/5/28	土	81
8	2005/10/16	日	104	18	2005/10/22	土	77
9	2005/9/23	金・祝	101	19	2005/11/2	水	76
10	2004/11/3	水・祝	94	20	2005/11/12	土	76

(平成16.11, H17.4~11カウンター記録)

(2) 期間

p4で検討したとおり、4月中旬～11月末のドライブウェイ開通期間とすることが望ましいが、今後、利用の現状、利用の質の向上、管理運営の効率や人員の確保の視点なども踏まえて最終的な合意を図る。

(3) 禁止行為等

全国の利用調整地区に共通の事項としては、生きた動植物の持ち込み、野生動物への餌やり、野生動物に影響をおよぼす撮影・観察等、ごみ等の廃棄、球技等の野外スポーツ、花火・拡声器等の使用が禁止事項となっている。

また、本計画区域を含む大台ヶ原地区の吉野熊野国立公園（吉野地域）管理計画（H13.12）では、歩道以外への立入の禁止、野営の禁止、コンロの使用禁止等が定められている。

利用調整地区への立入りにあたっては、これらの行為規制の遵守が必要となる。

(4) その他の基準

上記（1）～（3）以外にも必要に応じて、利用調整地区ごとに基準を定めることができる。

その他の基準の必要性及び項目については、今後協議会で検討する。

(5) 注意事項（利用ガイドライン）

自然公園法施行規則では人数、期間等の基準、禁止行為以外に利用調整地区ごとに注意事項を定めることとなっている。

当該地区においては、大台ヶ原自然再生検討会・利用対策部会において採択された「利用部会アピール」（H16.12）を踏まえ、大台ヶ原の自然環境や利用の現状と目指すべき姿を見据えた注意事項の設定が求められるが、その具体的内容については今後協議会で検討する。

また、これらの注意事項を利用者に周知させるための仕組みが必須であり、このため、認定希望者への手引書・パンフレットの配布やビジターセンター等との連携において事前レクチャーの実施など、その手法について検討が必要である。

5. 運営計画の検討

(1) 指定認定機関

立入認定事務の実施については指定認定機関を指定することができる。利用調整地区にかかる認定事務をはじめ管理運営の効率等を考えると地元の団体が指定されることが望まれる。

このため、地元行政機関、関連団体等との協議を進めながら既存団体等の指定または新たな団体等の設立を検討する。

(2) 事務所施設

認定関係事務の実施に係る事務所は、現場の状況に即した対応を可能とするため大台ヶ原の集団施設地区内に設けることが望ましいと考えられる。

具体的な施設については、専用施設の新設、ビジターセンターとの連携など様々な可能性を検討する。

(3) その他施設

利用調整地区の管理運営に必要な施設として、ゲート機能をもつ施設、現場監視員の詰所機能を持つ施設等について、自然環境への影響等に配慮のうえ検討する。

また、利用者への情報提供や事前レクチャーのための施設の整備や既存施設との機能連携についても検討する。

(4) 受付の方法、人数調整の方法等

受付の方法は、公平性を保ち、現場での混乱を防止するため、インターネットを含む複数の手段の組み合わせによる事前予約を基本とし、予約が少ない場合は現場での先着順受付とする方法、人数の上限を超えた申し込みがある場合はグループ単位での抽選により人数の調整を図る方法などを検討する。

また、立入り希望時間や全体スケジュールの添付を義務付けて、一定の時間や場所に利用が集中しないよう誘導するような仕組みについても検討しておく。

利用調整地区への立入りの事前予約者は現場事務所（またはゲート）において認定基準を満たすことを確認したうえで認定書を発行し、立入りを認定することなどが考えられる。

(5) 利用者等への情報発信、必要情報の周知徹底

利用者はもとより地域住民、事業者を含め、利用調整地区の指定およびその考え方について情報発信し周知の徹底を図る必要がある。

その上で、認定希望者には「注意事項」の周知徹底とともに、当日の天候・ルート情報から西大台の自然環境・歴史まで幅広い利用情報の提供が必要である。

(6) 利用者の指導

大台ヶ原では歩道以外への立入りや動植物の盗採なども確認されているが現状においては十分な巡視、指導を実施できる体制が確立されていない。

利用調整地区においては区域を定めて人数上限・利用期間の指定のうえ、禁止行為・注意事項の遵守を認定基準としているため、未認定者の立入りや認定者の認定基準違反などについて巡視、指導する体制が求められる。

これらは協議会構成員など関係者や地元住民の役割が求められる一方、一定の知識と責任を持った人材・体制において行われることが望まれる。

巡視・指導体制の確立のために一定のコストが必要とされるが、認定基準としても検討されるガイドルの導入は、これらの体制の確立にも寄与することが期待される。

(7) 地域・関係者との協働

制度の導入および管理・運営においては地域住民、土地所有者、地域内外の事業関係者と関係行政機関等が協働し、積極的な役割分担により推進することとする。

6. モニタリング、その評価及び計画への反映

利用調整の効果について、目標設定と達成状況に応じた適切な見直しが重要であり、モニタリング、評価及び計画への反映が継続的に実施される仕組みを内在させておく必要がある。

大台ヶ原においては平成 17 年 1 月をもって大台ヶ原自然再生推進計画が策定されたところであり、今後は同計画に基づいて大台ヶ原の自然再生を目指した取り組みが具体化されることになる。本利用調整地区（検討区域）も同計画の対象区域となっており、自然再生の取り組みの方向性や計画に関するモニタリングについても示されている。

このため、同計画におけるモニタリングと連携しながら、利用調整地区の効果を評価するための指標等の設定、モニタリングの方法、モニタリングデータの評価およびこれらの報告及び公表の方法について、関係機関・団体および専門家等による具体的検討が求められる。

7. 自然ふれあいプログラムの提供等

大台ヶ原における利用者意向調査の結果、自由な利用を求めるニーズがある一方、ガイドツアーや自然観察会に対するニーズも確認されている。このため、利用調整地区においても、地区内の原生的な自然環境への理解を深め、質の高い自然体験をサポートするための自然ふれあいプログラムの提供について関係機関・団体や地元住民とともに検討を進めることとする。